

出典・データ一覧

P	本編P	出典	内容
1	—	—	目次
2	4	法	水道法
3-6	11,12	通知	経営戦略策定・改定ガイドライン
7	17	水道ビジョン	水道事業の歴史
8	18	決算状況調査	導水管延長(km)の比較
9		決算状況調査	送水管延長(km)の比較
10		決算状況調査	配水管延長(km)の比較
11	19	決算状況調査	配水池数の比較（合併時の増加数含む）
12		水道統計	ポンプ台数の比較（合併時の増加数含む）
13		決算状況調査	浄水場数の比較（合併時の増加数含む）
14	20	決算状況調査	配水管経年化率(%)の比較
15	20	佐世保市	旧海軍施設のダムの老朽化の状況、 佐世保地区のダムの有効貯水量と水利権量
16-20	22	佐世保市	R4年度渇水対策の状況
21	24	水道統計	水源利用率(%)の比較、水源利用率(%)の比較
22	25	佐世保市	渇水対策の経過
23	30	社人研	都道府県別総人口の増減率、順位
24		国勢調査	市区町村別総人口の増減数、順位
25		水道ビジョン	本市の一日当たりの水源、地表水量
26	31	決算状況調査	配水量あたりの管路延長
27			配水量あたりの配水池数
28			配水量あたりの浄水場数
29			給水人口あたりの管路延長
30			給水人口あたりの配水池数
31			給水人口あたりの浄水場数
32			全認可取水量に対する表流水・ダムの割合(%)
33	32	決算状況調査	配水量1千m ³ あたりの総管路延長と料金水準
	33	決算状況調査	水道料金上位20団体の施設効率
34	34	決算状況調査	事業環境と職員数
35	38	佐世保市	給水人口推移
		佐世保市	給水収益推移
36	40	佐世保市	管路延長整備推移
37	40,67	佐世保市	管路経年化の見通し
38	41	佐世保市	燃料費、薬品費、材料費、委託料、人件費、労務単価推移
39-40	50	佐世保市	投資と財源の計画策定における基本的な考え方
41	52	佐世保市	行政人口の見通し
42	53~55	佐世保市	給水人口の見通し
43			本市将来人口の見通し等
44			使用水量の推計について（推計のルール）
45			市民一人一日あたり生活用水使用水量の見通し
46			生活用水の見通し
47			業務・営業用水の見通し
48			工場用水の見通し
49			有収水量の見通し＜全体水量＞
50-51	56	佐世保市	R5予算・決算資料、R6予算資料
52-56	61,62	佐世保市	第7次佐世保市総合計画（後期基本計画）
57	73,76,77,84	佐世保市	経年化率推移、修繕件数推移
58	74	水道統計	有効率と経年化管路率の分布
59	84	佐世保市	漏水量推移

(該当箇所抜粋)

(この法律の目的)

第一条

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

(給水義務)

第十五条

水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第四十条第一項の規定による水の供給命令を受けた場合又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。

3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

【別紙 1】

経営戦略策定・改定ガイドライン

第1章「経営戦略」の策定・改定に関する基本的事項 P1、2より抜粋

1 「経営戦略」の基本的な考え方

(1) 「経営戦略」の位置づけ、必要性について

「経営戦略」は、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である。その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（以下「投資試算」という。）と、財源の見通しを試算した計画（以下「財源試算」という。）を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した収支計画である。

（省略）

④「投資試算」や「財源試算」を踏まえ、中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、「投資・財政計画」の期間は10年以上を基本とすること。

⑤「投資試算」及び「財源試算」に基づきながら、原則として、期間内に支出と収入が均衡した形で「投資・財政計画」が策定されていること。「投資試算」及び「財源試算」の作成に当たっては、法令等に基づき策定された各事業の事業計画やアセットマネジメント・ストックマネジメント等と整合が取れた試算とすること。

（省略）

第1章「経営戦略」の策定・改定に関する基本的事項 P3より抜粋

2 「投資・財政計画」の策定

基本的な考え方を踏まえて、次の項目について所要の検討を行った上で、記載することが適当である。

(1) 公営企業の現状や課題の把握、将来見通し

公営企業の経営・財務等の状況について、近年の決算情報の指標や経営指標の変化等から現状や課題を的確に把握するとともに、将来について客観的に見通し、分析を行うこと。（省略）

(2) 計画期間の設定

計画期間は、事業の特性、個々の団体・事業の普及状況、施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえて、10年以上の合理的な期間を設定することが必要である。

（省略）

(3) 「投資試算」の取りまとめ

公営企業の支出の中心である投資について、計画期間内に合理的に実施する形での「投資試算」を取りまとめること。また、試算結果に係る積算根拠を明らかにし、実効性を担保させるようにすること。

その際、以下の点に取り組むことが望ましい。

① 施設・設備の現状把握・分析、将来予測

「投資試算」を取りまとめる前提として、公営企業が有する施設・設備の実状を適切に把握し、規模・能力、老朽化・劣化の状況や使用可能年数等について分析すること。

② 「投資試算」の投資の目標設定、投資額の合理化

①を踏まえ、必要なサービスを維持するために、「投資試算」の投資の目標を設定するとともに、目標達成に要する計画期間内の投資規模を把握すること。

目標設定に当たっては、個別の経営指標の水準のみに注目するのではなく、他の指標との関連も考慮し、複数設定すべきである。

(省略)

目標設定や投資規模の把握に当たっては、現状の施設・設備等が住民サービスの維持に必要な水準に対して過剰ではないか、将来の需要に対してはどうか、という点について十分に検討を行った上で、投資額の合理化を最大限に行い、現実的なものとすべきである。

また、合理化に取り組んだ結果として、施設の規模や配置が適正化され、投資額のほか、維持・管理経費等の効率化につながることが求められる。

(省略)

(4) 「財源試算」の取りまとめ

公営企業は料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としていることを踏まえ、計画期間内に必要な財政負担を賄う「財源試算」を取りまとめること。また、試算結果に係る積算根拠を明らかにし、実効性を担保させるようにすること。

その際、以下の点に取り組むことが望ましい。

① 財務状況の適切な現状把握・分析、将来予測

「財源試算」を取りまとめる前提として、現在の財務状況の把握・分析を行うこと。特に、企業債の残高や償還額、自己資金（主として損益勘定留保資金（内部留保資金））の状況、経費回収率や費用の固定経費と変動経費の内訳等については、近年の推移を含む分析を行うことが望ましい。また、料金設定の推計に当たっては、必要な料金水準や料金改定率、改定の時期、その他目標とする財務指標値などを十分に検討の上推計を行うこと。

（省略）

② 「財源試算」の財源の目標設定、財源構成の検討

①により把握された計画期間内に必要となる財政負担を踏まえた上で、「財源試算」の財源の目標設定を行い、各財源の水準・構成について検討した上で、適切な額を計上すること。

「財源試算」の財源の目標設定や各財源の検討に当たっては、以下の点に特に留意することが望ましい。

ア 公営企業の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、公営企業の健全な経営を確保することができるものであること。

このようなあり方を踏まえ、次の点に留意して料金確保に取り組む必要があること。

（ア）料金の算定に当たっては、原価（減価償却費や資産維持費等を含む。）を基に料金を算定することが必要である。住民福祉の増進のために最少の費用で最大の効果をあげるためには、経営改善・合理化をより一層徹底することにより、原価を極力抑制すべきであること。

（イ）料金改定に際しては、利用者にとって公正妥当な料金となるよう、料金体系（例えば、基本料金と従量料金の比率等）について適切に配慮すること。

（省略）

出典：「佐世保市水道ビジョン2020-2029-」

第2章 水道事業のあゆみ（佐世保市）

第2章 水道事業のあゆみ

1 佐世保市水道事業の沿革

佐世保市水道事業のあゆみ（年表）

西暦	和暦	（年度）	主な出来事
1905	明38	・創設認可	計画給水人口100,000人 計画一日最大給水量12,600m ³ /日
1907	明40	・山の田ダム、山の田浄水場	完成
1908	明41	・第1期拡張	
1911	明44	・第2期拡張	
1923	大12	・第3期拡張	給水人口、給水量の増加（計画120,000人、15,120m ³ /日）
1927	昭2	・転石ダム	完成
1933	昭8	・第4期拡張	給水量の増加（計画120,000人、19,800m ³ /日）
1938	昭13	・相浦町営水道事業を統合	
1940	昭15	・蘆田ダム	完成
1942	昭17	・早岐町営水道事業を統合 ・大野浄水場	完成
1944	昭19	・相当ダム	完成
1951	昭26	・第5期拡張	給水人口、給水量の増加（計画153,000人、74,850m ³ /日）
1952	昭27	・地方公営企業法全面適用、企業局水道部の創立	
1955	昭30	・川谷ダム	完成
1957	昭32	・第6期拡張	給水人口の増加（計画191,000人、74,850m ³ /日）
1958	昭33	・柚木浄水場	完成
1964	昭39	・第7期拡張	給水人口、給水量の増加（計画240,000人、98,850m ³ /日）
1968	昭43	・下の原ダム 完成 ・広田浄水場	完成（第1期）
1969	昭44	・第8期拡張	給水人口、給水量の増加（計画260,000人、113,850m ³ /日）
1973	昭48	・広田浄水場	完成（第2期）
1975	昭50	・第9期拡張	給水人口、給水量の増加（計画280,000人、156,750m ³ /日）
1999	平11	・江上簡易水道を統合	
2002	平14	・針尾東簡易水道を統合	
2003	平15	・牧の地簡易水道を統合	
2005	平17	・世知原町、吉井町、小佐々町、宇久町の編入合併に伴い 両地区の水道事業および簡易水道事業ほかを統合	
2006	平18	・下の原ダム	かさ上げ
2008	平20	・「佐世保市上下水道ビジョン」策定	
2009	平21	・江迎町、鹿町町の編入合併に伴い両地区の水道事業および簡易水道事業を統合	
2014	平26	・第9期拡張6回追加	（240,800人、112,100m ³ /日）

・導水管延長(km)の比較

本編 P18

出典：「地方公営企業決算状況調査（2024）」より作成
（総務省統計局）

平均	18.11	5.6 倍
団体名	導水管延長(km)	順位
佐世保市	100.93	1
上越市	74.35	2
長野市	69.48	3
下関市	60.97	4
都城市	46.91	5
秦野市	45.58	6
鳥取市	39.35	7
山形市	39.00	8
函館市	38.37	9
松本市	36.20	10
呉市	32.94	11
津市	32.11	12
青森市	31.40	13
伊丹市	29.92	14
熊谷市	28.82	15
福井市	28.26	16
佐倉市	21.63	17
富士市	21.58	18
八千代市	21.50	19
ひたちなか市	20.07	20
伊勢崎市	19.82	21
盛岡市	17.66	22
上尾市	17.07	23
宝塚市	16.52	24
鈴鹿市	16.24	25
松阪市	16.06	26
釧路市	15.23	27
日立市	14.77	28
水戸市	13.17	29
宇部市	12.74	30
松江市	11.72	31
弘前市	11.63	32
春日部市	11.63	32

団体名	導水管延長(km)	順位
苫小牧市	11.54	34
小田原市	10.56	35
草加市	10.44	36
豊川市	9.03	37
流山市	8.47	38
山口市	8.45	39
新座市	7.90	40
刈谷市	7.35	41
長岡市	6.96	42
長野県	6.96	42
甲府市	6.77	44
米子市	6.03	45
沼津市	4.79	46
久留米市	4.75	47
川西市	4.75	47
西尾市	4.58	49
久喜市	4.48	50
寝屋川市	4.36	51
福島市	4.34	52
つくば市	4.27	52
徳島市	4.26	54
磐田市	4.02	55
帯広市	3.99	56
佐賀市	3.17	57
秋田市	2.99	58
安城市	2.77	59
加古川市	1.69	60
八尾市	1.62	61
宇治市	1.26	62
岸和田市	0.64	63
和泉市	0.40	64
茨木市	0.14	65

・送水管延長(km)の比較

本編 P18

出典：「地方公営企業決算状況調査（2024）」より作成
（総務省統計局）

平均	42.18	4.5 倍
団体名	送水管延長(km)	順位
長野市	200.39	1
佐世保市	189.51	2
上越市	170.48	3
鳥取市	144.39	4
長野県	140.83	5
松江市	139.49	6
長岡市	105.42	7
下関市	95.14	8
津市	92.48	9
秋田市	79.16	10
宝塚市	77.00	11
呉市	66.37	12
福井市	66.15	13
日立市	65.20	14
山口市	64.84	15
徳島市	63.81	16
松本市	61.59	17
福島市	60.41	18
甲府市	49.16	19
都城市	45.22	20
富士市	40.30	21
松阪市	40.14	22
沼津市	38.84	23
茨木市	38.01	24
盛岡市	37.78	25
函館市	35.84	26
八千代市	34.10	27
山形市	33.16	28
弘前市	32.27	29
帯広市	29.93	30
つくば市	29.21	31
秦野市	27.38	32
豊川市	27.32	33

団体名	送水管延長(km)	順位
鈴鹿市	27.29	34
宇治市	24.75	35
釧路市	24.54	36
和泉市	24.27	37
小田原市	22.57	38
米子市	21.33	39
磐田市	20.40	40
川西市	20.22	41
熊谷市	18.25	42
青森市	15.80	43
春日部市	12.61	44
西尾市	12.03	45
寝屋川市	10.56	46
草加市	8.98	47
佐賀市	8.39	48
八尾市	6.02	49
刈谷市	5.42	50
久留米市	5.40	51
伊勢崎市	5.21	52
加古川市	4.76	53
水戸市	4.73	54
佐倉市	4.70	55
新座市	4.12	56
宇部市	3.43	57
岸和田市	1.66	58
上尾市	1.05	59
苫小牧市	0.97	60
流山市	0.41	61
ひたちなか市	0.24	62
伊丹市	0.00	63
久喜市	0.00	63
安城市	0.00	63

・配水管延長(km)の比較

本編 P18

出典：「地方公営企業決算状況調査（2024）」より作成
（総務省統計局）

平均	1,208.17	1.7 倍
団体名	配水管延長(km)	順位
津市	2,363.14	1
長野市	2,215.89	2
長岡市	2,096.23	3
佐世保市	2,033.44	4
福井市	2,017.11	5
上越市	1,908.20	6
秋田市	1,899.58	7
水戸市	1,790.23	8
松本市	1,719.51	9
下関市	1,648.85	10
福島市	1,584.07	11
鳥取市	1,579.14	12
盛岡市	1,578.81	13
都城市	1,563.57	14
つくば市	1,492.43	15
甲府市	1,421.08	16
青森市	1,420.24	17
松江市	1,412.91	18
久留米市	1,406.38	19
帯広市	1,400.00	20
松阪市	1,395.10	21
伊勢崎市	1,384.19	22
磐田市	1,369.19	23
山形市	1,362.93	24
西尾市	1,354.07	25
長野県	1,331.11	26
鈴鹿市	1,313.90	27
富士市	1,311.54	28
函館市	1,307.36	29
呉市	1,289.79	30
豊川市	1,276.07	31
米子市	1,270.72	32
苫小牧市	1,246.71	33

団体名	総管路経年化率(%)	順位
山口市	1,189.27	34
熊谷市	1,162.57	35
釧路市	1,153.42	36
加古川市	1,136.07	37
徳島市	1,127.04	38
宇部市	1,112.95	39
佐賀市	1,101.42	40
安城市	1,067.80	41
弘前市	1,033.01	42
日立市	962.13	43
ひたちなか市	951.37	44
久喜市	912.58	45
沼津市	859.28	46
春日部市	851.47	47
上尾市	811.77	48
刈谷市	804.01	49
佐倉市	798.19	50
岸和田市	777.58	51
茨木市	773.10	52
八尾市	742.84	53
小田原市	738.48	54
宝塚市	725.20	55
流山市	708.45	56
宇治市	683.00	57
秦野市	663.72	58
八千代市	662.48	59
寝屋川市	610.83	60
川西市	601.45	61
和泉市	562.65	62
草加市	547.92	63
伊丹市	526.71	64
新座市	408.86	65

・配水池数の比較

本編 P19

出典：「地方公営企業決算状況調査（2024）」より作成
（総務省統計局）

平均	43	6.1 倍
団体名	配水池数	順位
佐世保市	263	1
長野市	253	2
鳥取市	136	3
下関市	117	4
呉市	107	5
上越市	103	6
津市	99	7
松本市	98	8
松江市	98	8
長岡市	94	10
日立市	83	11
秋田市	63	12
富士市	62	13
盛岡市	60	14
長野県	60	14
松阪市	56	16
沼津市	49	17
青森市	48	18
宝塚市	48	18
茨木市	46	20
徳島市	43	21
熊谷市	38	22
山形市	38	22
福島市	35	24
甲府市	34	25
都城市	33	26
秦野市	33	26
つくば市	30	28
山口市	27	29
伊勢崎市	27	29
岸和田市	27	29
釧路市	26	32
弘前市	25	33

団体名	配水池数	順位
米子市	23	34
福井市	23	34
豊川市	22	36
西尾市	22	36
宇治市	21	38
磐田市	21	38
川西市	20	40
帯広市	19	41
久喜市	18	42
八千代市	18	42
和泉市	17	44
宇部市	17	44
佐賀市	16	46
鈴鹿市	14	47
春日部市	13	48
刈谷市	13	48
上尾市	12	50
佐倉市	12	50
水戸市	12	50
久留米市	12	50
小田原市	11	54
新座市	9	55
寝屋川市	9	55
加古川市	8	57
草加市	8	57
安城市	8	57
流山市	7	60
苫小牧市	7	60
八尾市	6	62
ひたちなか市	5	63
伊丹市	4	64
函館市	0	65

<本市の配水池数の内訳>

佐世保地区	157
旧合併町地区	106

・ポンプ台数の比較

本編 P19

出典：「令和04年度水道統計（施設・業務編）」より作成
（公益社団法人 日本水道協会）

平均	96	3.1 倍
団体名	ポンプ台数	順位
長野市	335	1
佐世保市	295	2
上越市	265	3
鳥取市	263	4
松江市	217	5
下関市	217	6
津市	200	7
日立市	196	8
富士市	187	9
松本市	183	10
呉市	170	11
福井市	157	12
長岡市	152	13
都城市	134	14
つくば市	118	15
松阪市	105	16
秋田市	103	17
甲府市	102	18
長野県	101	19
磐田市	100	20
宇治市	98	21
伊勢崎市	95	22
熊谷市	95	22
徳島市	91	24
豊川市	89	25
宇部市	89	25
青森市	88	27
秦野市	87	28
弘前市	86	29
沼津市	85	30
鈴鹿市	83	31
八千代市	81	32
函館市	69	33

団体名	ポンプ台数	順位
盛岡市	69	33
山形市	69	33
米子市	68	36
西尾市	65	37
水戸市	64	38
山口市	64	38
上尾市	62	40
加古川市	61	41
草加市	56	42
佐倉市	55	43
小田原市	55	43
春日部市	54	45
福島市	53	46
和泉市	53	46
宝塚市	51	48
茨木市	50	49
流山市	48	49
川西市	47	51
佐賀市	47	51
久喜市	40	53
苫小牧市	39	54
刈谷市	39	54
新座市	38	56
ひたちなか市	35	57
安城市	35	57
岸和田市	33	59
寝屋川市	31	60
帯広市	30	61
伊丹市	24	62
釧路市	23	63
久留米市	21	64
八尾市	17	65

<本市のポンプ台数の内訳>

佐世保地区	197
旧合併町地区	98

・浄水場数の比較

本編 P19

出典：「地方公営企業決算状況調査（2024）」より作成
（総務省統計局）

平均	7	4.0 倍
団体名	浄水場数	順位
鳥取市	79	1
上越市	40	2
津市	28	3
佐世保市	28	3
松阪市	25	5
長野市	20	6
松本市	17	7
函館市	13	8
下関市	13	8
弘前市	12	10
米子市	12	10
都城市	10	12
松江市	9	13
熊谷市	8	14
福井市	8	14
佐賀市	8	14
釧路市	7	17
山形市	7	17
長岡市	7	17
甲府市	7	17
盛岡市	6	21
久喜市	6	21
八千代市	6	21
豊川市	6	21
加古川市	6	21
山口市	6	21
秋田市	5	27
伊勢崎市	5	27
春日部市	5	27
日立市	4	30
草加市	4	30
新座市	4	30
流山市	4	30

団体名	浄水場数	順位
宇治市	4	30
帯広市	3	35
上尾市	3	35
佐倉市	3	35
小田原市	3	35
苫小牧市	2	39
青森市	2	39
福島市	2	39
水戸市	2	39
ひたちなか市	2	39
長野県	2	39
安城市	2	39
茨木市	2	39
和泉市	2	39
宝塚市	2	39
宇部市	2	39
秦野市	1	50
刈谷市	1	50
西尾市	1	50
岸和田市	1	50
寝屋川市	1	50
伊丹市	1	50
川西市	1	50
呉市	1	50
徳島市	1	50
久留米市	1	50
つくば市	0	60
沼津市	0	60
富士市	0	60
磐田市	0	60
鈴鹿市	0	60
八尾市	0	60

<本市の浄水場数の内訳>

佐世保地区	9
旧合併町地区	19

・配水管経年化率(%)の比較

本編 P20

出典：「地方公営企業決算状況調査（2024）」より作成
（総務省統計局）

平均	26.3	1.4 倍
団体名	配水管経年化率 (%)	順位
川西市	54.0	1
青森市	48.1	2
春日部市	43.8	3
下関市	43.6	4
福井市	42.4	5
函館市	40.6	6
釧路市	39.6	7
佐世保市	37.9	8
岸和田市	36.9	9
苫小牧市	36.1	10
津市	35.9	11
宝塚市	33.3	12
帯広市	33.1	13
弘前市	33.1	13
富士市	32.9	15
呉市	32.7	16
沼津市	32.4	17
和泉市	32.0	18
長岡市	30.5	19
久留米市	29.9	20
八尾市	29.9	20
秦野市	29.8	22
松江市	29.3	23
長野市	29.1	24
宇治市	29.1	24
刈谷市	29.0	26
都城市	27.7	27
豊川市	27.4	28
日立市	27.4	28
西尾市	26.5	30
ひたちなか市	26.1	31
小田原市	25.9	32
磐田市	25.9	32

団体名	配水管経年化率 (%)	順位
寝屋川市	24.5	34
松阪市	24.5	34
伊勢崎市	24.0	36
熊谷市	23.2	37
鳥取市	23.1	38
福島市	23.0	39
茨木市	22.1	40
加古川市	21.7	41
つくば市	21.6	42
甲府市	20.7	43
伊丹市	20.6	44
盛岡市	20.6	44
松本市	20.4	46
佐賀市	20.3	47
新座市	19.0	48
流山市	19.0	48
水戸市	18.7	49
宇部市	18.4	51
山形市	18.3	52
鈴鹿市	17.9	53
草加市	17.8	54
米子市	17.7	55
上尾市	17.6	56
久喜市	17.5	57
徳島市	17.2	58
佐倉市	15.3	59
上越市	14.4	60
安城市	14.3	61
山口市	13.9	62
八千代市	13.2	63
秋田市	10.5	64
長野県	7.8	65

- ・旧海軍施設のダムの老朽化の状況
- ・佐世保地区のダムの有効貯水量と水利権量
(佐世保市作成)

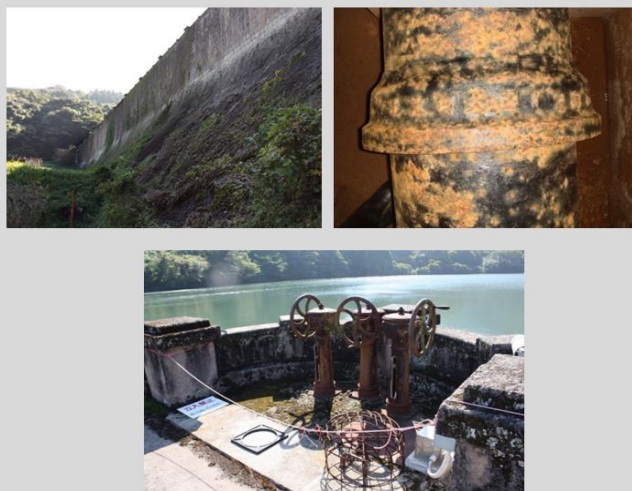
本編 P20

旧海軍建設ダムの現況写真

山の田ダム



転石ダム



相当ダム



水系	ダム	有効貯水量(m ³)	水利権量(m ³ /日)
中部水系	山の田ダム	511,000	6,300
	転石ダム	233,000	2,700
	相当ダム	400,000	5,700
	菰田ダム	1,462,000	12,600
	川谷ダム	1,610,000	13,300
南部水系	下の原ダム	2,182,000	14,800

(佐世保市作成)

1. 令和4年度の渇水の経緯

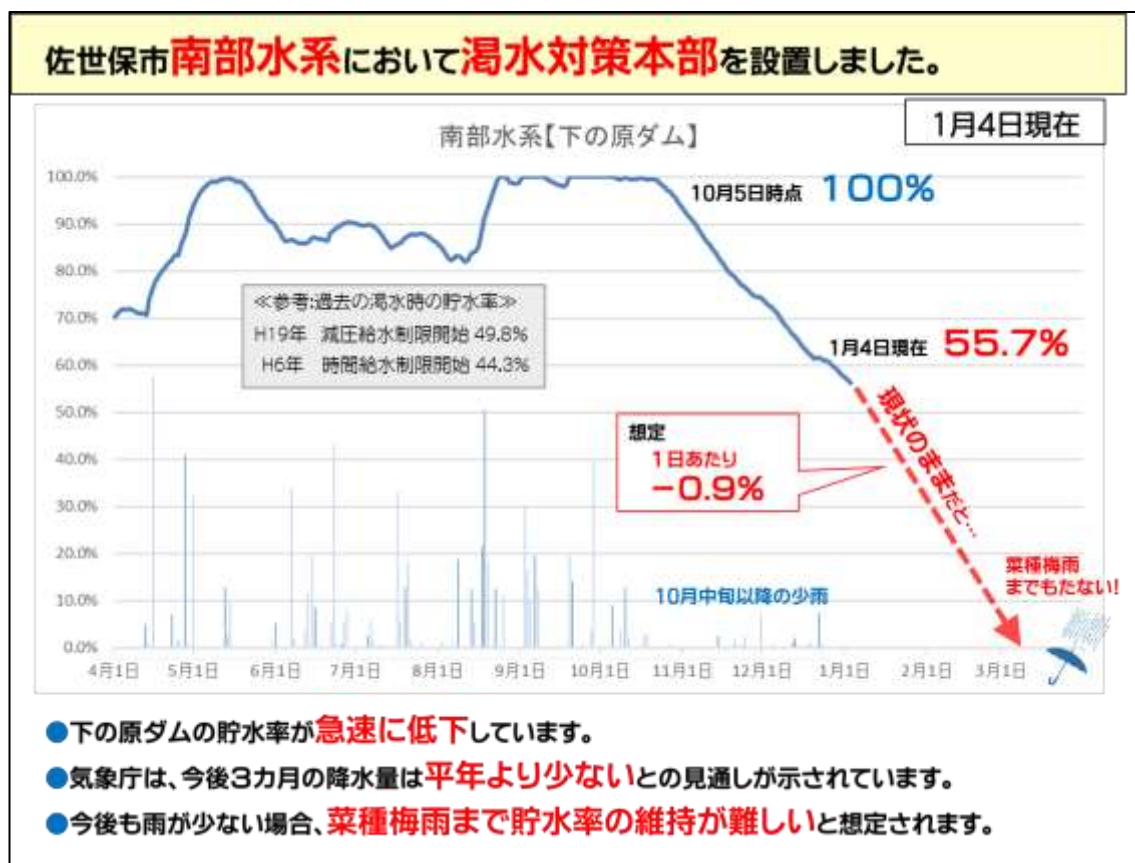
令和4年度は、10月頃から少雨傾向となり、特に南部水系での降水量が少なく、南部水系唯一のダムである下の原ダムは、10月5日時点で100%であった貯水率は、翌年1月4日時点では55.7%にまで急速に低下しました。

気象情報では、当面3カ月は少雨傾向が続く可能性が高いとの見通しが示されており、安全な水道供給を確保するためには、例年、まとまった降水が期待できる菜種梅雨の季節まで、一定程度のダム貯水率を維持する必要がありますが、貯水率は一日あたり△0.9%程度の減少を続けていました。

この状況が続けば、菜種梅雨を待たずにダム貯水が枯渇する可能性があり、医療活動・消防活動等への給水が困難になるなど重大な影響が生じることが懸念され、給水制限の実施も視野に入れた対策検討の必要が生じました。

時間給水制限(断水)は、市民生活や地域経済、都市活動等の多岐にわたって社会的影響が大きいと、配水量を抑制し、ダム貯水の低下速度の緩和を図ることで、次の降雨期までダムの貯水率を維持することを目的に、佐世保市渇水対策マニュアルに基づき、同日付で水道局渇水対策本部を設置し、節水を呼びかける等の諸対策を実施しました。

《1/5 記者発表資料》



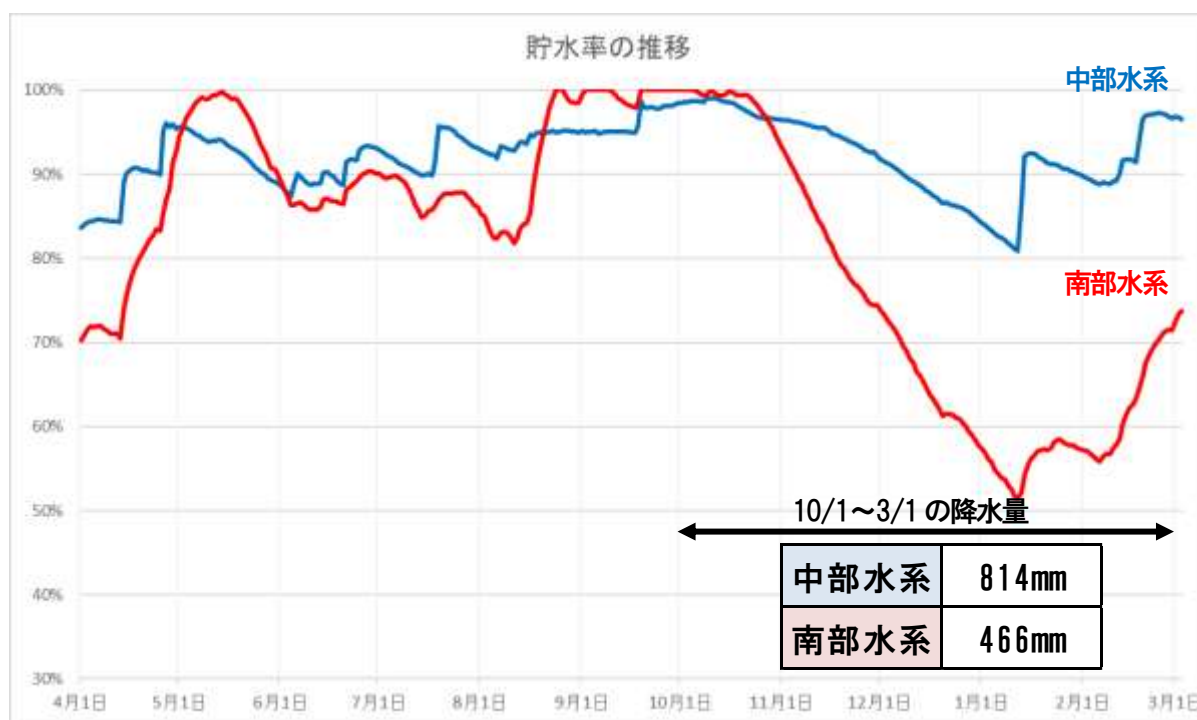


2. 令和4年度の湯水の特徴

令和4年度は、近年の気候変動に伴う降雨の局地化傾向が顕著に表れています。

10月1日～3月1日にかけての降水量は、市中心部を含む中部水系が 814mmであったのに対して、南部水系では 466mmと中部水系の約57%に留まっています。

その結果、中部水系は高い貯水率を維持してきたのに対し、南部水系の貯水率が大きく低下することとなりました。



なお、この傾向は、昨年度末頃にも見られ、令和4年は、4月当初の時点から、中部水系に対して南部水系の貯水率が低い状況から始まっています。

3. 湯水対策期間中に発生した寒波災害

1月中旬頃、減圧給水制限の実施を見据えて自主節水を呼び掛けている中、1月24日から1月25日にかけて、最低気温マイナス3℃の寒波到来が予想される状況となりました。本市では平成28年1月にも同様の寒波により、市内各地で個人所有管が凍結により破裂し、市内27エリアで多量の宅内漏水が発生し断水に至った経緯があります。

自主節水等により配水量を抑制し、ダム貯水率の温存を図っている中、多量の漏水が発生することは避けなければな

結果、500件前後の個人管破裂が発生したものの、多量の漏水が生じたエリアはなく、湧水対策に大きな支障を与えることは回避されました。

1/24(火)～1/25(水)にかけての 寒波対策について

1月24日(火)に**今季最強の寒波**が到来する予報となっています。

これまでの気象情報では、最低気温が**－7℃～－1℃**の範囲で推移しています。

平成28年1月には、最低気温－4℃の寒波により、
**個人所有の給水管が、広域に及んで同時多発的に凍結・破裂し、
 大量の漏水**により配水池の水位低下し、**最大7,200世帯で断水**が生じました。

今年も**同等以上の寒波となる可能性があることに加え、特に南部地域は漏水危機**にあることから、例年以上の**凍結防止対策の徹底**をお願いします。



水道管の凍結対策
 にご協力ください。

佐世保市水道局

事前の右問い合わせ先 水道局総務課
 代表0958-24-1151(内線3513・3514)

非常時のお問い合わせ先
 代表番等にかけて災害対策本部へとお伝え下さい。

詳しくは、**水道局ホームページ**をご覧ください。

※お問い合わせ先は、**24時間受付**です。

4. 令和4年度の湯水対策

① 南北融通施設の稼働

前述のとおり、年度当初から、南部水系の貯水率が相対的に低かったため、南北融通施設を稼働させ、融通可能な最大5,000m³/日を中部水系からの送水に切り替えています。

9月頃には南部水系の貯水率が高水準に安定し、中部水系との貯水率の格差が解消されましたが、10月頃からの少雨により、再度格差が生じ始めたため、当該年度は、年間を通じて常に南北融通施設の稼働を続けました。

② 自主節水対策

令和5年1月4日から、南部水系の皆さまに対して、自主節水の呼びかけを開始しました。

地域防災無線、TV広報(市政だより)、市ホームページ、ポスター掲示、水道局電光掲示板、地域自治会への説明等を通じて、ご家庭での節水の取組みを呼びかけました。

本市では、この自主節水対策で期待される節水効果の最大値を、厚生労働省の渇水対策マニュアル策定指針に基づき△5%と設定していますが、これら広報を行った以降の南部水系では約△4.5%と、最大値に近い節水効果が確認されています。

なお、節水広報は、水道局渇水対策本部を解散する令和5年3月3日まで続けています。

③ 大口需要者への個別の節水要請

南部水系の大口需要者(ハウステンボス、米軍施設)に対しては、個別に節水への協力要請をおこないました。

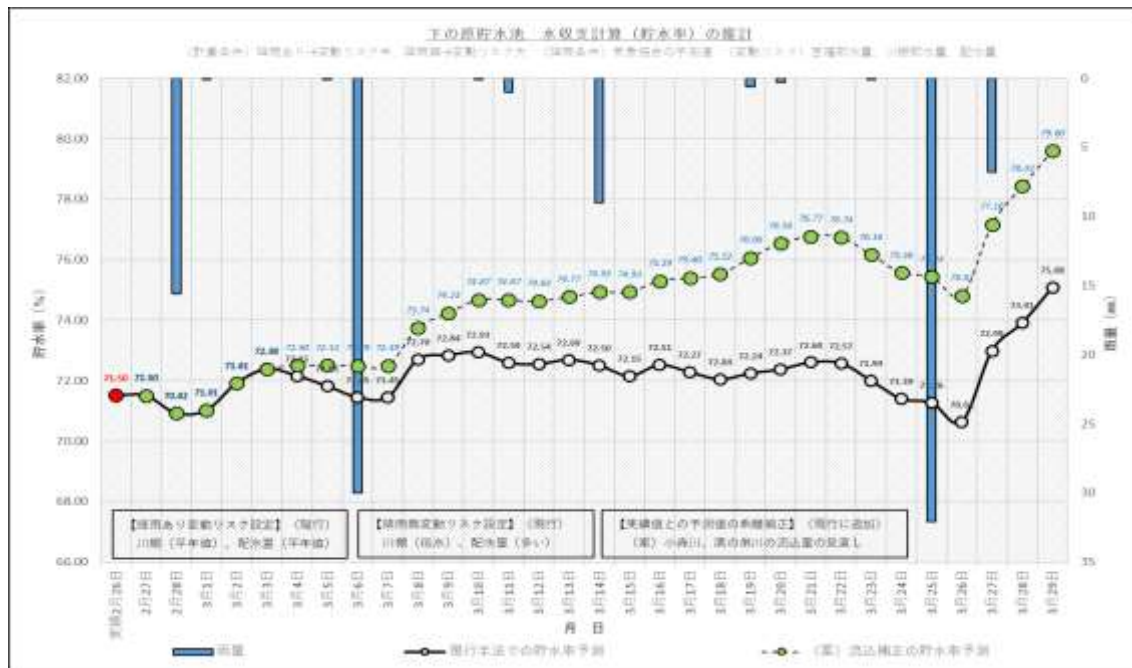
④ 湧水調整に基づく取水運用の実施

河川法に基づく渇水調整を行い、下の原ダムの渇水対策容量の取水及び川棚川からの取水について、特例取水(水利権量を超えた柔軟な取水運用)を適宜実施し、貯水率の温存を図りました。

5. 湯水対策本部の解散（自主節水対策等の終了）

2月末頃に、下の原ダムの貯水率が70%付近にまで回復し、向こう3ヶ月の気象予報も平年並みの降雨が見込まれる状況となりました。

気象情報に基づいた貯水量予測(1ヶ月予測)においても、3月末までに75%～80%程度の回復が見込まれ、菜種梅雨の季節まで安定的な供給を確保できる貯水率が維持可能な見通しとなったことから、3月3日に渇水対策レベルを緩和し、自主節水対策を終了すると同時に、水道局渇水対策本部を解散しました。



6. 水道局湯水対策本部及び湯水対策の経過（南部水系）

第1回 1月4日 湯水対策本部を設置（湯水レベル4に引き上げ）

自主節水対策の実施を決定（翌1/5に記者発表）

（※1月7日に船ノ村水系についての本部会議を開催）

第2回 1月12日 減圧給水制限の実施を見据えた準備を開始

（菜種梅雨の季節まで貯水率が維持できない状況）

第3回 1月16日 降雨状況と貯水率の見通しの確認

（一定の降雨があったものの貯水率は回復せず）

第4回 1月18日 減圧給水制限の準備状況及び寒波対策の必要性を確認

（1/20に湯水状況と寒波対策を記者発表）

第5回 1月30日 降雨状況と貯水率の見通しの確認

（降雨により若干の回復したものの50%台で頭打ち）

第6回 2月7日 降雨状況と貯水率の見通しの確認

（再度、貯水率が減少傾向となるも、向こう1週間にまとまった降雨予報あり）

第7回 2月13日 降雨状況と貯水率の見通しの確認

（一定の降雨があるも、貯水率は横ばい。自主節水の継続を決定。）

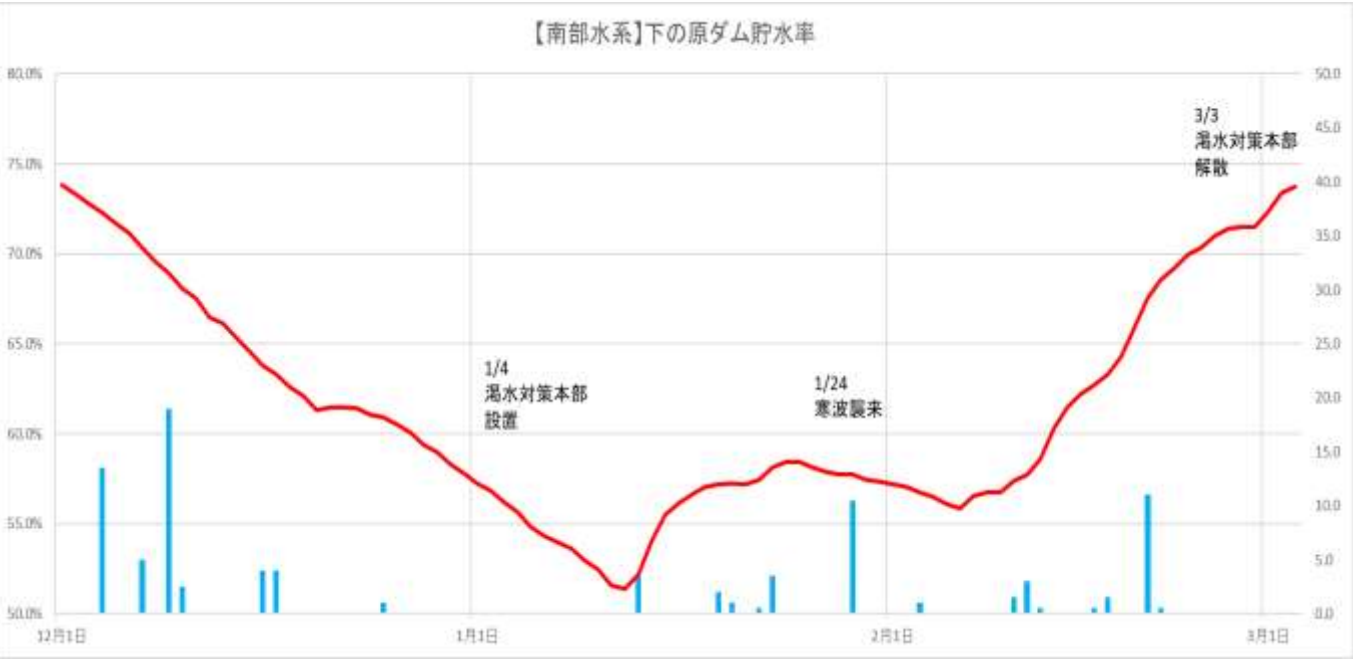
第8回 2月21日 湯水レベルの緩和に向けた検討

（断続的降雨により60%以上に回復。今後の降雨を見てレベル緩和を検討）

第9回 3月3日 湯水レベル緩和を決定。水道局湯水対策本部を解散。

（70%以上に回復し、次の菜種梅雨の季節まで必要水準の貯水率が確保できる見通しとなった。）

《 渇水対策期間中の降水量と下の原ダム貯水率の推移 》



・水源利用率(%)の比較、水源利用率(%)の比較

本編 P24

出典：「『水道事業ガイドライン（JWWA Q 100）』に基づき公表された
業務指標（P I）」より作成
（公益社団法人 日本水道協会）

全国平均	63.48	
類団平均	59.80	
団体名	水源利用率 (%)	順位
上越市	34.80	1
鳥取市	43.30	2
呉市	46.30	3
伊丹市	47.90	4
徳島市	48.00	5
苫小牧市	50.20	6
下関市	50.90	7
寝屋川市	53.30	8
長野市	53.80	9
山形市	54.30	10
長岡市	57.00	11
米子市	58.10	12
岸和田市	60.50	13
盛岡市	61.40	14
松江市	66.20	15
水戸市	67.80	16
草加市	67.90	17
加古川市	69.60	18
茨木市	74.10	19
福島市	75.00	20
佐倉市	75.50	21
佐世保市	99.78	22

全国平均	46.23	
類団平均	57.26	
団体名	水源余裕率 (%)	順位
上越市	154.00	1
鳥取市	104.70	2
呉市	94.50	3
伊丹市	92.50	4
徳島市	88.40	5
苫小牧市	80.10	6
長野市	68.50	7
寝屋川市	68.30	8
下関市	66.80	9
山形市	60.80	10
米子市	53.70	11
長岡市	49.50	12
盛岡市	46.90	13
岸和田市	44.90	14
松江市	38.50	15
草加市	36.60	16
水戸市	32.60	17
加古川市	27.60	18
茨木市	25.00	19
福島市	19.40	20
佐倉市	16.60	21
佐世保市	-10.10	22

※2016年3月に「水道事業ガイドライン（JWWA Q 100）」で業務指標が改定され水源
利用率、水源余裕率が指標から除外⇒直近ではH26が最新版
※類似団体15～30万人の「市」のみ（市以外の団体は除く）
※ガイドライン集計に本市は含まれていないため、本市の資料から抜粋
※本市は「佐世保地区」が対象

・渇水対策の経過（昭和50年度以降）

本編 P25

（佐世保市作成） ※自主節水対策以上の渇水対策を講じたもの

No.	年月日	渇水対策の内容	No.	年月日	渇水対策の内容
1	昭和53年 6月1日	24時間断水を実施	15	平成15年 10月22日	渇水対策会議
	6月7日	43時間断水を実施		11月10日	警戒体制解除（11/2 25mm、11/5 61mm、11/10 22mmの降雨）
	6月11日	給水制限解除	16	平成16年 8月16日	渇水対策検討（梅雨明け後の降雨、23mm）
2	昭和57年 7月2日	7/12から24時間の給水制限を予定		8月30日	警戒解除（8/17～8/30に計239mmの降雨）
	7月11日	給水制限予定中止（201mmの降雨）	17	平成17年 6月20日	渇水対策会議
3	昭和59年 3月19日	4/20から給水制限を予定		6月21日	水道局、佐世保市ホームページで節水のお願いを公開
	4月5日	給水制限予定中止（65mmの降雨）		6月22日	広報PR
4	昭和60年 2月8日	3/4から給水制限を予定		6月27日	渇水対策本部設置
	2月19日	給水制限予定中止（91mmの降雨）		7月2日	第一次（減圧）給水制限 実施
5	昭和60年 8月26日	節水PR		7月9日	第一次（減圧）給水制限 解除
	9月2日	警戒体制解除（115mmの降雨）		7月12日	渇水対策本部 解散
6	昭和61年 9月16日	10/11から給水制限を予定	18	平成19年 11月15日	水道局渇水対策本部設置
	9月19日	給水制限予定中止（142mmの降雨）			減圧給水制限（11月23日～）時間給水制限（12月15日～）の決定
7	昭和63年 2月22日	節水PR		11月20日	減圧給水制限のチラシ配布
	3月14日	警戒体制解除（68mmの降雨）		11月23日	減圧給水制限の開始
8	平成元年 1月10日	1/23から24時間断水の給水制限を予定		11月27日	佐世保市渇水対策本部の設置（第1回会議）
	1月21日	給水制限予定中止（142mmの降雨）		12月8日	佐世保市渇水対策本部の設置（第2回会議）
9	平成 5年 2月16日	節水PR		平成20年 3月26日	一部（小佐々地区）を除き給水制限の解除
	3月25日	警戒体制解除（186mmの降雨）		4月30日	給水制限解除
10	平成 6年 8月1日	14時間断水を実施	19	平成24年 2月3日	水道局渇水対策準備会議実施
	8月7日	18時間断水を実施		2月7日	水道局渇水対策会議設置（節水広報等の開始）
	8月24日	43時間断水を実施		2月10日	水道局渇水対策本部設置
	8月26日	20時間断水に緩和		3月6日	水道局渇水対策本部解散
	9月15日	18時間断水に緩和	20	平成25年 7月29日	水道局渇水対策会議設置
	平成 7年 3月6日	減圧給水方式に緩和		平成30年 8月6日	水道局渇水対策準備会議実施
	4月26日	給水制限解除	21	8月20日	水道局渇水対策会議設置
11	平成 7年 12月20日	節水PR		8月23日	水道局渇水対策本部設置（節水広報等の開始）
	平成 8年 4月20日	警戒体制解除		10月2日	一部（小佐々地区）を除き警戒終了
12	平成 9年 11月7日	節水PR		令和元年 5月16日	水道局渇水対策本部解散
	11月22日	警戒体制解除	22	令和 4年 11月18日	水道局渇水対策準備会議実施
13	平成10年 9月10日	節水PR		令和 5年 1月4日	水道局渇水対策会議設置（節水広報等の開始）
	10月19日	警戒体制解除		3月3日	水道局渇水対策本部解散
14	平成11年 1月5日	渇水対策会議			
	1月7日	節水PR			
	1月11日	渇水対策本部設置			
	3月26日	節水PR解除（3/14 25mm、3/18 25mm、3/25 11mmの降雨）			
	4月5日	渇水対策本部解散（4/1 28mmの降雨）			

出典：「国立社会保障・人口問題研究所」より作成

(※平成27(2015)～令和2(2020)年は国勢調査による実績値。)

地域	総人口の増加率 H27～R2 (国勢調査による 実績値)(%)	ワースト 順位
秋田県	-6.22	1
岩手県	-5.40	2
青森県	-5.37	3
高知県	-5.05	4
山形県	-4.97	5
徳島県	-4.79	6
長崎県	-4.71	7
新潟県	-4.47	8
山口県	-4.46	9
和歌山県	-4.25	10
福島県	-4.23	11
大分県	-3.64	12
愛媛県	-3.64	13
鹿児島県	-3.64	14
鳥取県	-3.49	15
島根県	-3.34	16
宮崎県	-3.12	17
山梨県	-2.99	18
富山県	-2.96	19
奈良県	-2.92	20
北海道	-2.92	21
熊本県	-2.68	22
香川県	-2.67	23
岐阜県	-2.62	24

地域	総人口の増加率 H27～R2 (国勢調査による 実績値)(%)	ワースト 順位
佐賀県	-2.57	25
福井県	-2.53	26
三重県	-2.51	27
長野県	-2.42	28
栃木県	-2.08	29
石川県	-1.86	30
静岡県	-1.81	31
群馬県	-1.72	32
岡山県	-1.72	33
茨城県	-1.71	34
広島県	-1.56	35
宮城県	-1.37	36
兵庫県	-1.26	37
京都府	-1.24	38
大阪府	-0.02	39
滋賀県	0.05	40
福岡県	0.66	41
愛知県	0.79	42
千葉県	0.99	43
埼玉県	1.08	44
神奈川県	1.22	45
沖縄県	2.37	46
東京都	3.94	47

・市区町村別総人口の増減数、順位

本編 P30

出典：「国立社会保障・人口問題研究所」より作成

(※平成27(2015)～令和2(2020)年は国勢調査による実績値。)

地域(全体：1742 市区町村)		総人口の増減数H27～ R2(国勢調査による 実績値)(人)	ワース ト順位
福岡県	北九州市	-22,257	1
新潟県	新潟市	-20,882	2
長崎県	長崎市	-20,390	3
神奈川県	横須賀市	-18,508	4
福島県	いわき市	-17,306	5
北海道	函館市	-14,895	6
広島県	呉市	-13,960	7
山口県	下関市	-13,466	8
大阪府	堺市	-13,149	9
青森県	青森市	-12,456	10
長崎県	佐世保市	-12,216	11
兵庫県	神戸市	-12,120	12
静岡県	静岡市	-11,600	13
福島県	福島市	-11,554	14
京都府	京都市	-11,460	15
高知県	高知市	-10,645	16
北海道	小樽市	-10,625	17
茨城県	日立市	-10,546	18
北海道	旭川市	-10,299	19
北海道	釧路市	-9,665	20
岩手県	一関市	-9,651	21
青森県	弘前市	-8,945	22
新潟県	上越市	-8,940	23
大阪府	東大阪市	-8,844	24
群馬県	桐生市	-8,269	25

地域(全体：1742 市区町村)		総人口の増減数H27～ R2(国勢調査による 実績値)(人)	ワース ト順位
新潟県	長岡市	-8,197	26
秋田県	秋田市	-8,142	27
岩手県	盛岡市	-7,900	28
青森県	八戸市	-7,842	29
大阪府	寝屋川市	-7,785	30
福島県	郡山市	-7,752	31
山口県	岩国市	-7,632	32
広島県	尾道市	-7,456	33
和歌山県	和歌山市	-7,425	34
山形県	鶴岡市	-7,305	35
山口県	周南市	-7,302	36
静岡県	浜松市	-7,262	37
宮城県	石巻市	-7,063	38
熊本県	天草市	-6,956	39
大阪府	枚方市	-6,863	40
山口県	宇部市	-6,859	41
大分県	別府市	-6,817	42
宮崎県	延岡市	-6,765	43
福島県	会津若松市	-6,686	44
鹿児島県	鹿児島市	-6,686	44
愛媛県	宇和島市	-6,656	46
秋田県	横手市	-6,642	47
兵庫県	加古川市	-6,557	48
岩手県	奥州市	-6,485	49
愛媛県	今治市	-6,442	50

・本市の一日当たりの水源、地表水量

本編 P30

出典：「佐世保市水道ビジョン2020 付属資料」より作成

取水・貯水施設一覧 ※認可水源

水道事業							
地区	名 称	種別	取水能力	地区	名 称	種別	取水能力
佐世保	山の田ダム	ダム	6,300 m ³ /日	吉井	踊瀬貯水池	貯水池	1,200 m ³ /日
	転石ダム	"	2,700 m ³ /日		御橋取水場	表流水	1,440 m ³ /日
	菰田ダム	"	12,600 m ³ /日	小佐々	つづらダム	ダム	2,470 m ³ /日
	相当ダム	"	5,700 m ³ /日		楠泊貯水池	貯水池	480 m ³ /日
	川谷ダム	"	13,300 m ³ /日		鎌投溜池	ため池	900 m ³ /日
	下の原ダム	"	14,800 m ³ /日		田原水源	深井戸	350 m ³ /日
	川棚川取水場	表流水	15,000 m ³ /日		平原水源	"	150 m ³ /日
	相浦川取水場	"	4,500 m ³ /日	江迎	第1水源(嘉例川)	表流水	990 m ³ /日
	小森川取水場	"	2,100m ³ /日		第2水源(江迎川)	"	700 m ³ /日
					第3水源(潜竜浄水場)	深井戸	590 m ³ /日
					第4水源(猪調)	"	150 m ³ /日
					田ノ元水源	湧水	660 m ³ /日

佐世保市水道の取水能力合計

87,080 m³/日

うち、地表水の取水能力合計

(上記表のうち深井戸、湧水部分を除いた合計)

85,180 m³/日

※深井戸、湧水合計 1,900m³/日 (表中下線部計)

地表水の取水能力割合

97.8%